

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年6月20日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） Aコース（為替リスク抑制型） 明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 （平成25年10月30日から平成25年11月20日まで） 各ファンド1,000億円を上限とし、合計で1,000億円 を上限とします。 継続申込期間 （平成25年11月21日から平成26年12月19日まで） 各ファンド1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月11日付をもって提出した有価証券届出書(平成25年10月28日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下の通り訂正するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(3)【発行(売出)価額の総額】

<訂正前>

_____当初申込期間：各ファンド1,000億円を上限とし、合計で1,000億円を上限とします。

_____継続申込期間：各ファンド1,000億円を上限とします。

<訂正後>

_____継続申込期間：各ファンド1,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

_____当初申込期間：1口当たり1円とします。

_____継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

<訂正後>

_____継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(5)【申込手数料】

<訂正前>

_____取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込口数を乗じた額に、

_____3.15%－(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

_____消費税率が8%になった場合には、3.24%となります。

<訂正後>

_____取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込口数を乗じた額に、

_____3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

(7)【申込期間】

<訂正前>

_____当初申込期間：平成25年10月30日から平成25年11月20日まで

_____継続申込期間：平成25年11月21日から平成26年12月19日まで

<訂正後>

_____継続申込期間：平成25年11月21日から平成26年12月19日まで

(9)【払込期日】

<訂正前>

_____当初申込期間

_____申込者は、当初申込期間中に申込代金（申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとし、

_____当初申込に係る発行価額の総額は、設定日（平成25年11月21日）に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

_____継続申込期間

_____取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとし、

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

<訂正後>

継続申込期間

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

信託金の限度額：(当初申込期間)各ファンド 1,000億円を上限とします。

(継続申込期間)各ファンド 1,000億円を上限とします。

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<訂正後>

信託金の限度額：(継続申込期間)各ファンド 1,000億円を上限とします。

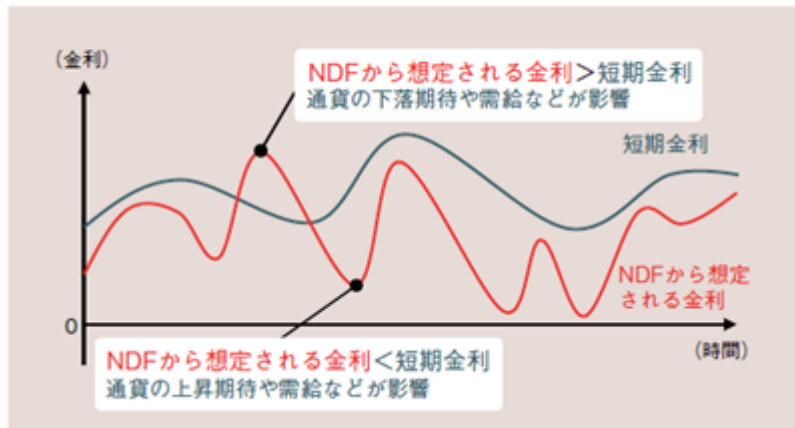
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

<NDF取引について>

<訂正前>

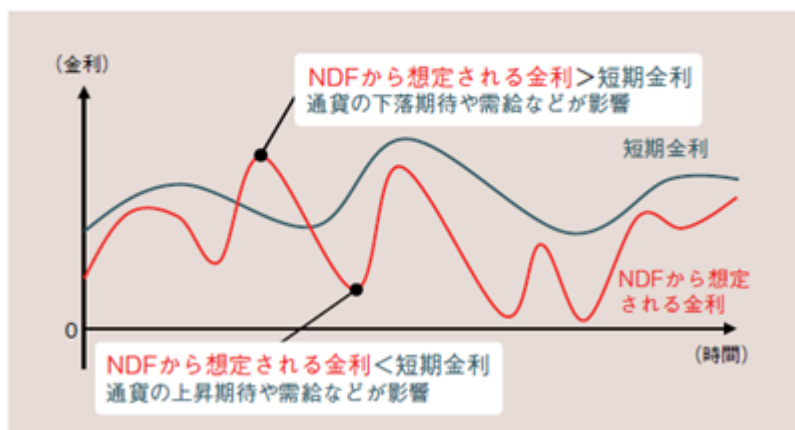
NDFから想定される金利と短期金利が乖離するイメージ



上記はイメージ図であり、当ファンドとのパフォーマンスとは異なります。

<訂正後>

NDFから想定される金利と短期金利が乖離するイメージ



上記はイメージ図であり、当ファンドのパフォーマンスとは異なります。

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成25年11月21日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始(予定)

<訂正後>

平成25年11月21日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

委託者は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<訂正後>

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<訂正前>

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<訂正後>

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 組入投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

<訂正前>

ファンド名	MUGC/MYAMトラスト-MUGCグローバル・スーパー・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド JPY-Hedged Class A Units = 日本円クラス、unhedged Class B Units = 現地通貨クラス（為替ヘッジなし）
形態	米ドル建てケイマン籍外国投資信託
設立日	平成25年11月21日
信託期間	無期限
投資態度	主として日本を含む世界各国の株式（DR預託証券を含みます）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目指します。また、為替取引を用いて、各クラスで定められた通貨（JPY-Hedged Class A Units = 日本円、unhedged Class B Units = 現地通貨（為替ヘッジなし））への投資効果を追求します。
投資制限	原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
決算日	原則として、毎年3月31日
分配方針	毎月、投資顧問会社との協議の上、委託会社の判断により分配を行うことができます。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.64%程度 上記料率には、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬が含まれます。ただし、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、カスタディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等（その他の費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。）
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	純資産の合計が10百万米ドルを下回った場合等は償還となる場合があります。
関係法人	投資顧問会社：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーランズ・エヌ・ブイ 管理会社：エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ 保管会社：三菱UFJグローバルカस्टディ・エス・エイ

<訂正後>

ファンド名	MUGC/MYAMトラスト-MUGCグローバル・スーパー・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド JPY-Hedged Class A Units = 日本円クラス、unhedged Class B Units = 現地通貨クラス（為替ヘッジなし）
形態	米ドル建てケイマン籍外国投資信託
設立日	平成25年11月21日
信託期間	無期限
主な投資対象及び投資態度	主として日本を含む世界各国の株式（DR預託証書を含みます）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目指します。また、為替取引を用いて、各クラスで定められた通貨（JPY-Hedged Class A Units = 日本円、unhedged Class B Units = 現地通貨（為替ヘッジなし））への投資効果を追求します。
投資制限	原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
決算日	原則として、毎年3月31日
分配方針	毎月、投資顧問会社との協議の上、委託会社の判断により分配を行うことができます。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.64%程度 上記料率には、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬が含まれます。ただし、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、カスタディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等（その他の費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。）
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	純資産の合計が10百万米ドルを下回った場合等は償還となる場合があります。
関係法人	投資顧問会社：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーランズ・エヌ・ブイ 管理会社：エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ 保管会社：ミツビシUFJグローバルカस्टディ・エス・エイ

<訂正前>

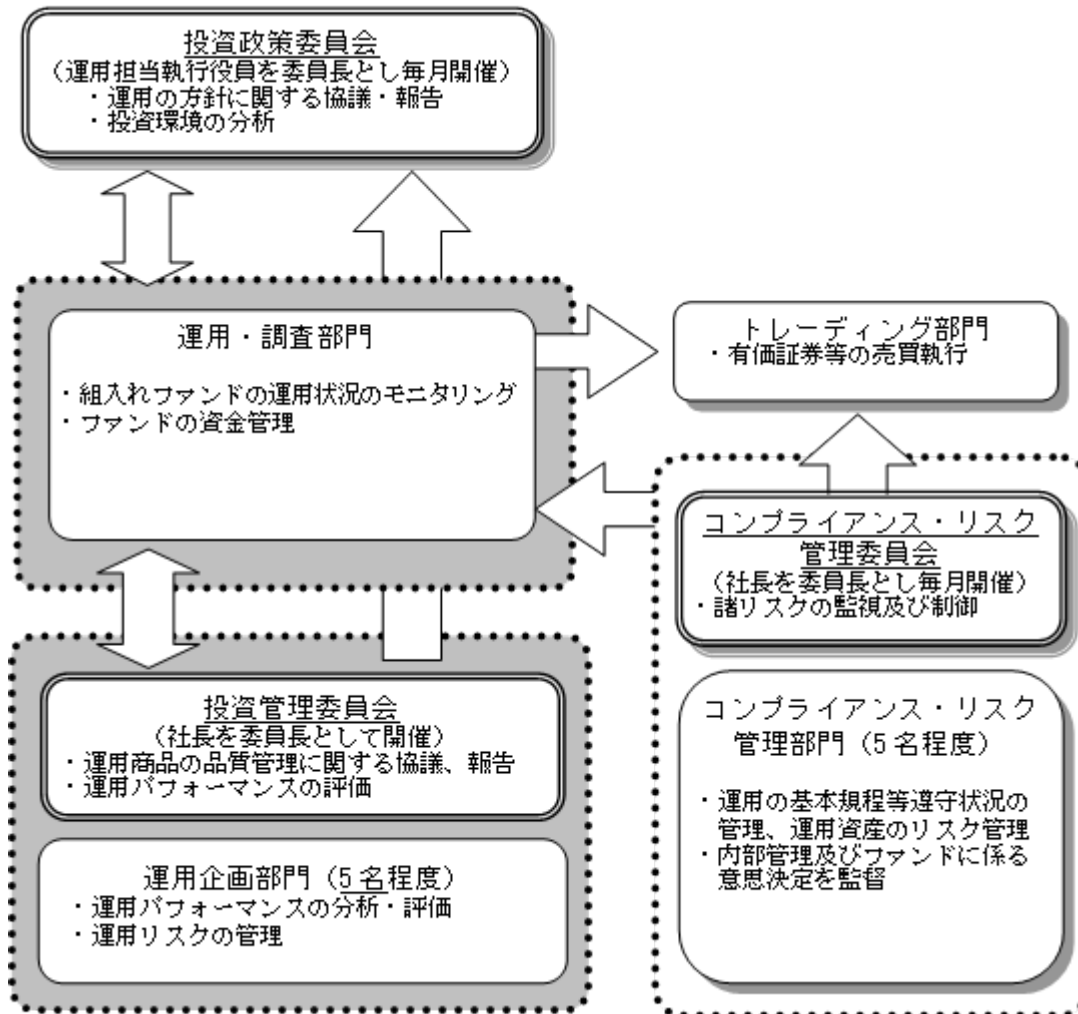
ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託（追加型／国内／債券）
設立日	平成23年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決算日	原則として、毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

<訂正後>

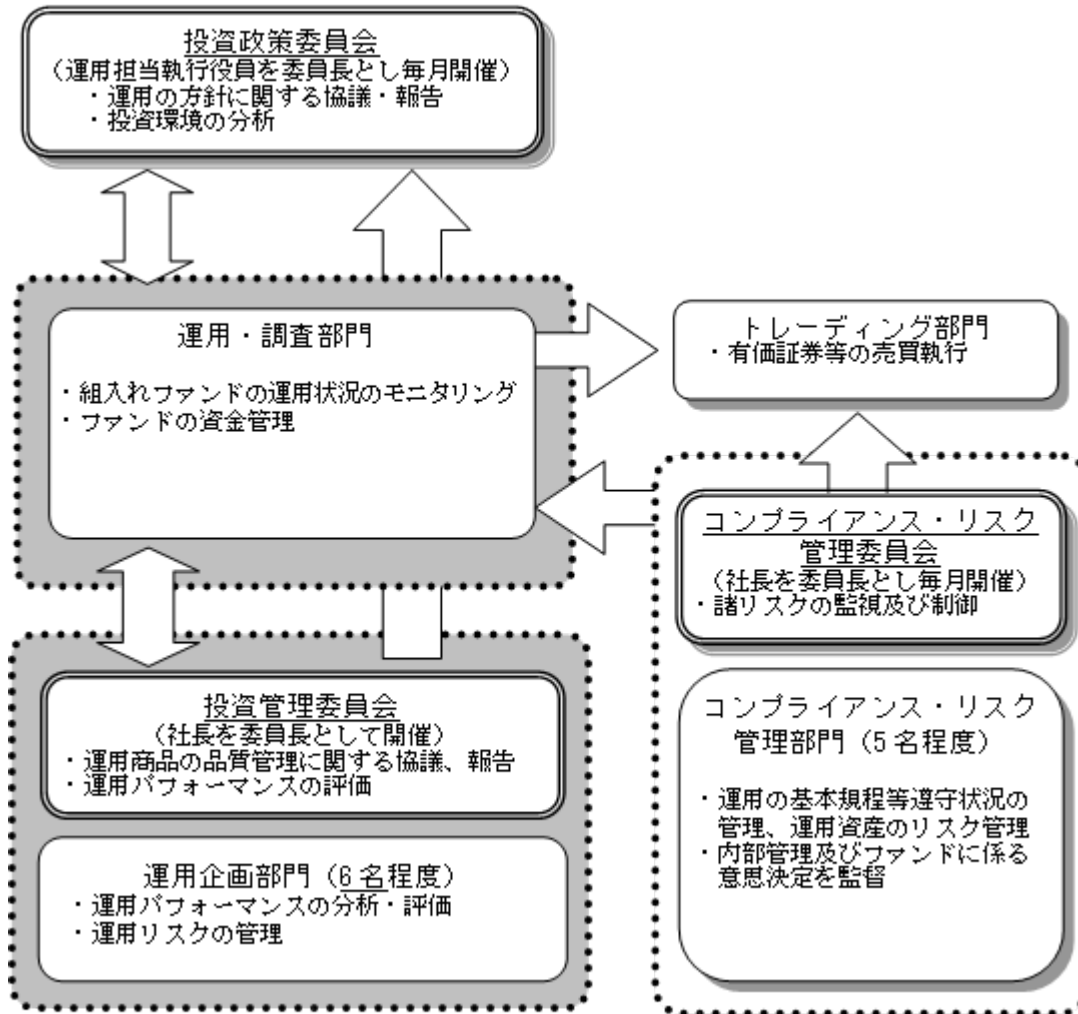
ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託（追加型／国内／債券）
設立日	平成23年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決算日	原則として、毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

< 訂正前 >



< 訂正後 >

**(5) 【投資制限】**

< 訂正前 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

< 訂正後 >

投資信託約款に定める主な投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込口数を乗じた額に、

3.15%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合には、3.24%となります。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込口数を乗じた額に、

3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.134%（税抜1.08%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

消費税率が8%になった場合には、年率1.1664%となります。

(年率)

委託会社	0.4725%（税抜0.45%）
販売会社	0.630%（税抜0.60%）
受託会社	0.0315%（税抜0.03%）
投資対象とする投資信託証券	0.64%程度
実質的な負担	1.774%（税抜1.72%）程度

<消費税率が8%になった場合>

(年率)

委託会社	0.486%（税抜0.45%）
販売会社	0.648%（税抜0.60%）
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）
投資対象とする投資信託証券	0.64%程度
実質的な負担	1.8064%（税抜1.72%）程度

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1664%（税抜1.08%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

(年率)

委託会社	0.486%（税抜0.45%）
販売会社	0.648%（税抜0.6%）
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）
投資対象とする投資信託証券	0.64%程度
実質的な負担	1.8064%（税抜1.72%）程度

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

< 訂正前 >

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 訂正後 >

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

< 訂正前 >

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 訂正後 >

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

2) 法人の受益者に対する課税

< 訂正前 >

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

< 訂正後 >

時期	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

< 訂正前 >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

< 訂正後 >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成26年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されています。

【明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）】**（1）【投資状況】**

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,800,885,861	98.44
親投資証券受益証券		1,900,569	0.10
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		26,702,056	1.46
合計（純資産総額）		1,829,488,486	100.00

（2）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託 受益証券	MUGCJPY-HedgedCL-A	17,803,172.5768	99.83	1,777,333,444	101.15	1,800,885,861	98.44
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 マネーフル・ マザーファンド	1,896,776	1.0019	1,900,379	1.0020	1,900,569	0.10

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.44
親投資信託受益証券	0.10
合計	98.54

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）		
為替予約取引	売建	ドル	50,000.00	5,108,000	5,145,500	0.28

（3）【運用実績】**【純資産の推移】**

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付

第1期特定期間末(平成26年3月20日)	1,901,144,742	1,904,964,264	9,955	9,975
----------------------	---------------	---------------	-------	-------

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成25年11月末日	2,070,118,990	10,047
平成25年12月末日	2,086,278,608	10,020
平成26年1月末日	1,981,384,696	9,637
平成26年2月末日	1,925,023,149	9,940
平成26年3月末日	1,829,488,486	10,067

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期特定期間(平成25年11月21日から平成26年3月20日まで)	20

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期特定期間(平成25年11月21日から平成26年3月20日まで)	0.25

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期特定期間(平成25年11月21日から平成26年3月20日まで)	2,107,535,764	197,774,558

(注) 設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

【明治安田グローバル高配当株式ファンド(毎月決算型)Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,265,011,188	98.37
親投資証券受益証券		3,401,018	0.10
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		50,730,580	1.53
合計(純資産総額)		3,319,142,786	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券	MUGCJPY-UnhedgedCL-B	31,202,170.8978	101.89	3,179,214,153	104.64	3,265,011,188	98.37
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 マネープール・ マザーファンド	3,394,230	1.0019	3,400,679	1.0020	3,401,018	0.10

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.37
親投資信託受益証券	0.10
合計	98.47

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類			数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	ドル	500,000.00	51,147,500	51,455,000	1.55

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期特定期間末（平成26年3月20日）	3,363,398,644	3,373,351,945	10,138	10,168

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成25年11月末日	3,669,728,436	10,144
平成25年12月末日	3,796,042,545	10,416
平成26年1月末日	3,522,829,285	9,710
平成26年2月末日	3,441,421,675	10,071
平成26年3月末日	3,319,142,786	10,397

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期特定期間（平成25年11月21日から平成26年3月20日まで）	30

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期特定期間（平成25年11月21日から平成26年3月20日まで）	1.68

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期特定期間（平成25年11月21日から平成26年3月20日まで）	3,687,659,159	369,891,835

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

（ご参考）

<明治安田マネープール・マザーファンド>

（１）投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	49,989,970	97.63
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,211,073	2.37
合計（純資産総額）		51,201,043	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	国債証券	第429回 国庫短期証券	30,000,000	99.97	29,993,820	99.98	29,994,874	0.0501	2014/8/11	58.58
2	日本	国債証券	第408回 国庫短期証券	20,000,000	99.97	19,994,910	99.99	19,995,096	0.0618	2014/5/13	39.05

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	97.63
合計	97.63

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

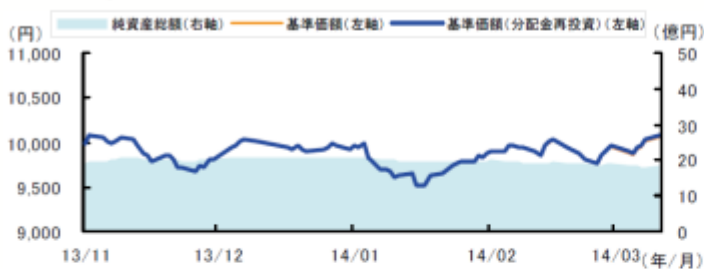
< 参考情報 >

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

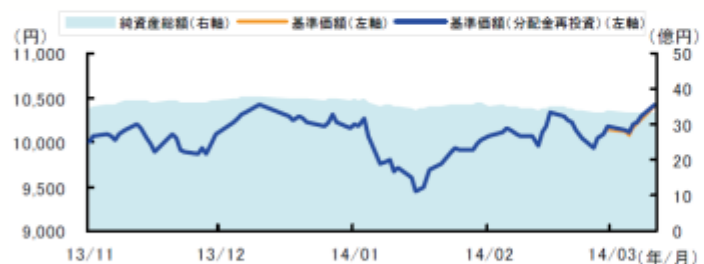
2014年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

Aコース（為替リスク抑制型）



Bコース（為替ヘッジなし）



分配の推移

Aコース（為替リスク抑制型）

2014年3月	20円
—	—
—	—
—	—
—	—
直近1年間累計	20円
設定来累計	20円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

Bコース（為替ヘッジなし）

2014年3月	30円
—	—
—	—
—	—
—	—
直近1年間累計	30円
設定来累計	30円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

MUGC/MYAM トラスト-MUGC グローバル・スーパー・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド

銘柄名	国	業種	投資比率(%)
1 ENI（イタリア炭化水素公社）	イタリア	エネルギー	4.26
2 オーストラリア・コモンウェルス銀行	オーストラリア	銀行	3.81
3 サンタンデル銀行	スペイン	銀行	3.70
4 テレコム・コプ・オブ・ニュージーランド	ニュージーランド	電気通信サービス	3.57
5 チューリッヒ・インシュランス・グループ	スイス	保険	3.50
6 ウエストバック銀行	オーストラリア	銀行	3.45
7 ANZ銀行グループ	オーストラリア	銀行	3.14
8 ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.95
9 テルストラ・コーポレーション	オーストラリア	電気通信サービス	2.55
10 AMP	オーストラリア	保険	2.09

※投資比率は、組入外国投資信託証券の純資産総額に対する割合

※BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーランス・エヌ・ブイより提供された資料を基に作成しています。

明治安田マネーパブル・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1 第429回国庫短期証券	0.0501	2014年8月11日	国債証券	58.58
2 第408回国庫短期証券	0.0618	2014年5月13日	国債証券	39.05

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)

Aコース（為替リスク抑制型）



Bコース（為替ヘッジなし）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2013年は設定日（2013年11月21日）から年末までの収益率、2014年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
消費税率が8%になった場合には、3.24%となります。

< 訂正後 >

4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

3【資産管理等の概要】

（5）【その他】

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

< 訂正前 >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益会社は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

< 訂正後 >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成25年11月21日から平成26年3月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）】

(1)【貸借対照表】

	第1期特定期間末 (平成26年3月20日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,714,781
投資信託受益証券	1,871,860,694
親投資信託受益証券	1,900,379
未収利息	31
流動資産合計	1,912,475,885
資産合計	1,912,475,885
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,819,522
未払受託者報酬	207,696
未払委託者報酬	7,269,347
その他未払費用	34,578
流動負債合計	11,331,143
負債合計	11,331,143
純資産の部	
元本等	
元本	1,909,761,206
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	8,616,464
(分配準備積立金)	530,625
元本等合計	1,901,144,742
純資産合計	1,901,144,742
負債純資産合計	1,912,475,885

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第1期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日)
科目	金額(円)
営業収益	
受取配当金	11,946,305
受取利息	6,190
有価証券売買等損益	46,638,460
為替差損益	34,677,768
営業収益合計	8,197
営業費用	
受託者報酬	207,696
委託者報酬	7,269,347
その他費用	39,779
営業費用合計	7,516,822
営業利益又は営業損失()	7,525,019
経常利益又は経常損失()	7,525,019
当期純利益又は当期純損失()	7,525,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,650,303
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,042
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	86,042
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,008,268
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	1,008,268
分配金	3,819,522
期末剰余金又は期末欠損金()	8,616,464

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの特定期間は、平成25年11月21日（設定日）から平成26年3月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第 1 期特定期間末 (平成26年 3 月20日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,909,761,206口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6 第 1 項第10号に規定する額	
元本の欠損	8,616,464円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.9955円
(10,000口当たり純資産額)	(9,955円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年 3 月20日)	
分配金の計算過程	
第 1 期（平成25年11月21日から平成26年 3 月20日まで）	
計算期間末における分配対象額4,351,621円(10,000口当たり22円77銭)のうち、3,819,522円(10,000口当たり20円00銭)を分配金額としております。	
項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 4,350,147円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 1,474円
分配準備積立金額	D -円
分配対象額（A + B + C + D）	E 4,351,621円
期末受益権口数	F 1,909,761,206口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G 22円 77銭
10,000口当たりの分配金額	H 20円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I 3,819,522円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第1期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第1期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期特定期間（自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）
該当事項はございません。

（その他の注記）

1．元本の移動

	第1期特定期間 （自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）
期首元本額	1,931,724,782円
期中追加設定元本額	175,810,982円
期中一部解約元本額	197,774,558円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	第1期特定期間 （自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	25,190,540
親投資信託受益証券	379
合計	25,190,161

3．デリバティブ取引関係

第1期（平成26年3月20日現在）
該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成26年３月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成26年３月20日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	MUGCJPY-HedgedCL-A	18,727,652.1600	0.976854	18,294,181.92	
小計		18,727,652.1600		18,294,181.92	
				(1,871,860,694)	
投資信託受益証券計				1,871,860,694	
				(1,871,860,694)	
合計				1,871,860,694	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田マネープール・マザーファンド	1,896,776	1,900,379	
合計		1,896,776	1,900,379	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	98.5%	99.9%
日本円	親投資信託受益証券 1 銘柄	0.1%	0.1%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

【明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

	第1期特定期間末 (平成26年3月20日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	20,464,000
コール・ローン	108,784,463
投資信託受益証券	3,313,881,986
親投資信託受益証券	3,400,679
未収入金	20,464,000
未収利息	89
流動資産合計	3,426,067,217
資産合計	3,426,067,217
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	9,953,301
未払解約金	39,280,138
未払受託者報酬	371,485
未払委託者報酬	13,001,776
その他未払費用	61,873
流動負債合計	62,668,573
負債合計	62,668,573
純資産の部	
元本等	
元本	3,317,767,324
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	45,631,320
(分配準備積立金)	44,568,300
元本等合計	3,363,398,644
純資産合計	3,363,398,644
負債純資産合計	3,426,067,217

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第1期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日)
科目	金額(円)
営業収益	
受取配当金	20,857,849
受取利息	9,691
有価証券売買等損益	13,563,816
為替差損益	62,409,118
営業収益合計	69,712,842
営業費用	
受託者報酬	371,485
委託者報酬	13,001,776
その他費用	67,074
営業費用合計	13,440,335
営業利益又は営業損失()	56,272,507
経常利益又は経常損失()	56,272,507
当期純利益又は当期純損失()	56,272,507
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,750,906
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,185,475
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	1,185,475
剰余金減少額又は欠損金増加額	122,455
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	122,455
分配金	9,953,301
期末剰余金又は期末欠損金()	45,631,320

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、平成25年11月21日（設定日）から平成26年3月20日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第 1 期特定期間末 (平成26年 3 月20日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	3,317,767,324口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.0138円
(10,000口当たり純資産額)	(10,138円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年 3 月20日)	
分配金の計算過程 第 1 期（平成25年11月21日から平成26年 3 月20日まで） 計算期間末における分配対象額55,584,621円(10,000口当たり167円53銭)のうち、9,953,301円(10,000口当たり30円00銭)を分配金額としております。	
項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 16,552,423円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B 37,969,178円
収益調整金額	C 1,063,020円
分配準備積立金額	D -円
分配対象額（A + B + C + D）	E 55,584,621円
期末受益権口数	F 3,317,767,324口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G 167円 53銭
10,000口当たりの分配金額	H 30円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I 9,953,301円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第1期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第1期特定期間 (自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期特定期間（自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）
該当事項はございません。

（その他の注記）

1．元本の移動

	第1期特定期間 （自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）
期首元本額	3,468,725,419円
期中追加設定元本額	218,933,740円
期中一部解約元本額	369,891,835円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	第1期特定期間 （自 平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	22,154,325
親投資信託受益証券	679
合計	22,155,004

3．デリバティブ取引関係

第1期（平成26年3月20日現在）
該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成26年３月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成26年３月20日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	MUGCJPY-UnhedgedCL-B	32,495,870.1817	0.996663	32,387,431.46	
小計		32,495,870.1817		32,387,431.46	
				(3,313,881,986)	
投資信託受益証券計				3,313,881,986	
				(3,313,881,986)	
合計				3,313,881,986	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田マネープール・マザーファンド	3,394,230	3,400,679	
合計		3,394,230	3,400,679	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	98.5%	99.9%
日本円	親投資信託受益証券 1 銘柄	0.1%	0.1%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田マネープール・マザーファンド

（1）貸借対照表

	（平成26年3月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,204,960
国債証券	49,995,400
流動資産合計	51,200,360
資産合計	51,200,360
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	51,101,132
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	99,228
元本等合計	51,200,360
純資産合計	51,200,360
負債純資産合計	51,200,360

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成26年3月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成25年10月16日から平成26年10月15日までとなっております。

(その他の注記)

(平成26年3月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成25年11月21日 至 平成26年3月20日）の元本状況	
期首（平成25年11月21日）の元本額	51,101,132円
対象期間中の追加設定元本額	-円
対象期間中の一部解約元本額	-円
平成26年3月20日現在の元本額の内訳	
明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）	20,000,000円
明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）	20,000,000円
明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） Aコース（為替リスク抑制型）	1,896,776円
明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）	3,394,230円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） 米ドルコース	1,697,115円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） ユーロコース	219,627円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） 豪ドルコース	638,914円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） ブラジル・リアルコース	2,795,249円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） メキシコ・ペソコース	269,542円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） トルコ・リラコース	99,831円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド・マネープール・ファンド	89,848円
計	51,101,132円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0019円
（10,000口当たり純資産額）	(10,019円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年3月20日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成26年3月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第408回国庫短期証券	10,000,000	9,999,590	
	第408回国庫短期証券	10,000,000	9,999,590	
	第429回国庫短期証券	30,000,000	29,996,220	
国債証券計		50,000,000	49,995,400	
合計			49,995,400	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券2銘柄	97.6%	100%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型） 平成26年3月31日現在

資産総額	1,879,783,967 円
負債総額	50,295,481 円
純資産総額（ - ）	1,829,488,486 円
発行済数量	1,817,222,510 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0067 円

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし） 平成26年3月31日現在

資産総額	3,439,930,245 円
負債総額	120,787,459 円
純資産総額（ - ）	3,319,142,786 円
発行済数量	3,192,403,921 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0397 円

（参考）マザーファンドの現況

純資産額計算書

明治安田マネープール・マザーファンド

平成26年3月31日現在

資産総額	51,201,043 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	51,201,043 円
発行済数量	51,101,132 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0020 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

平成25年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	132 本	579,342,931,541 円
単位型株式投資信託	1 本	2,836,962,293 円
合計	133 本	582,179,893,834 円

<訂正後>

平成26年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	142 本	717,525,178,435 円
単位型株式投資信託	1 本	2,936,977,230 円
合計	143 本	720,462,155,665 円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして
は、以下の内容が追加されます。

<追加>

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

[次へ](#)

中間財務諸表等

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,621,212
未収委託者報酬	630,413
未収運用受託報酬	274,033
未収投資助言報酬	213,599
その他	123,531
流動資産合計	8,862,789
固定資産	
有形固定資産	¹ 195,629
無形固定資産	55,499
投資その他の資産	96,967
長期差入保証金	96,907
その他	60
固定資産合計	348,096
資産合計	9,210,886
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	241,591
未払法人税等	26,104
賞与引当金	50,790
その他	² 309,516
流動負債合計	635,316
固定負債	
退職給付引当金	64,813
資産除去債務	27,556
固定負債合計	92,369
負債合計	727,686
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	793,374
利益剰余金合計	3,968,416
株主資本合計	8,483,199
純資産合計	8,483,199
負債純資産合計	9,210,886

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,941,332
受入手数料	5,659
運用受託報酬	653,658
投資助言報酬	203,859
営業収益合計	2,804,509
営業費用	
支払手数料	860,541
その他営業費用	780,585
営業費用合計	1,641,127
一般管理費	¹ 875,273
営業利益	288,109
営業外収益	² 3,013
営業外費用	61
経常利益	291,061
特別利益	-
特別損失	190
税引前中間純利益	290,870
法人税、住民税及び事業税	18,457
法人税等調整額	-
法人税等合計	18,457
中間純利益	272,412

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年9月30日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,000,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		660,443
当中間期変動額		-
当中間期末残高		660,443
その他資本剰余金		
当期首残高		2,854,339
当中間期変動額		-
当中間期末残高		2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高		3,514,783
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		83,040
当中間期変動額		-
当中間期末残高		83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		3,092,001
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高		520,962
当中間期変動額		-
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		793,374
利益剰余金合計		
当期首残高		3,696,003
当中間期変動額		-
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		3,968,416
株主資本合計		
当期首残高		8,210,787
当中間期変動額		-
剰余金の配当		-
中間純利益		272,412
当中間期変動額合計		272,412
当中間期末残高		8,483,199

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	4,209千円
器具備品	234,681千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	22,874千円
無形固定資産	9,797千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,419千円
保険契約返戻金・配当金	1,269千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,621,212	7,621,212	-
(2)未収委託者報酬	630,413	630,413	-
(3)未収運用受託報酬	274,033	274,033	-
(4)未収投資助言報酬	213,599	213,599	-
(5)長期差入保証金	96,907	83,312	13,594
資産計	8,836,165	8,822,570	13,594
(1)未払手数料	241,591	241,591	-
負債計	241,591	241,591	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	27,376千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	179千円
当中間会計期間末残高	<u>27,556千円</u>

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	1,941,332	5,659	653,658	203,859	2,804,509

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	449,155円49銭
1株当たり中間純利益金額	14,423円27銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	272,412
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	272,412
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）の平成25年11月21日から平成26年3月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）の平成26年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成25年1月21日から平成26年3月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成26年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)